

◎神戸エコシステム 神戸市測定結果(令和5年度)

1. 放流水

検査項目	単位	基準		R5.7.11	R5.12.22
		法 ^{※1}	市要綱 ^{※2}		
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.03以下	<0.003	<0.003
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	<0.01	<0.01
シアン化合物	mg/L	1以下	0.3以下	<0.1	<0.1
有機燐化合物	mg/L	1以下	0.3以下	<0.01	<0.01
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.1以下	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.05以下	<0.005	<0.005
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	<0.005	0.007
亜鉛含有量	mg/L	2以下	1.5以下	<0.01	0.06
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	2以下	0.3	0.5
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	2以下	0.4	0.4
大腸菌群数	個/cm ³	3000以下	800以下	<30	<30
燐含有量	mg/L	16(日平均8)以下	8以下	0.02	0.01
窒素含有量	mg/L	120(日平均60)以下	60以下	25	1.9
水素イオン濃度	-	5.8~8.6	-	7.1	6.8
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	30以下	<1	1
浮遊物質	mg/L	60以下	40以下	<1	<1

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた水質基準

※2 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱で定められた水質基準

2. 地下水(下流)

検査項目	単位	基準(法)	R5.7.11	R5.12.22
塩化物イオン	mg/L	- (注)	110	150
電気伝導率	mS/m	- (注)	63	70

(注) 基準値は定められていないが、異状が認められないことの確認が定められている。

3. 地下水(上流)

検査項目	単位	基準(法)	R5.7.11	R5.12.22
塩化物イオン	mg/L	- (注)	44	33
電気伝導率	mS/m	- (注)	25	23

(注) 基準値は定められていないが、異状が認められないことの確認が定められている。